

【税務課からのお知らせ】

～固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます～

縦覧は、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

閲覧は、「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

	対象者	必要なもの
土地・家屋価格等縦覧帳簿	納税者本人または代理人 納税者と同居の親族 納税管理人	本人確認ができるもの (運転免許証など) ※代理人の場合は委任状が必要になります。
固定資産課税台帳の閲覧	① 納税義務者または代理人 納税義務者と同居の親族 納税管理人	・本人確認ができるもの (運転免許証など) ※代理人の場合は委任状が必要になります。
	② 借地人・借家人等	・法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状
	③ 固定資産の処分をする 権利を有する方	・②、③の方は、権利を有することがわかるもの(賃貸借契約書・不動産登記簿など)

期 間 4月2日(月)～5月25日(金)まで
(土・日・祝日除く)

時 間 午前8時45分～午後5時15分まで

場 所 役場1階 税務課 課税グループ窓口

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115

【財政課からのお知らせ】 競争入札参加のための『指名願い』の受付は随時行っています

町が発注する建設工事・物品購入などの入札に参加するためには、「競争入札参加資格申請書(通称『指名願い』)」の提出が必要です。

平成29年度及び30年度の競争入札に参加を希望される方は随時受付を行っていますので提出をお願いします。

申請書様式

- ①建設工事等は全道統一様式となります。
- ②物品の購入等は町独自の様式となります。
(町ホームページにてダウンロード可)

問合せ 財政課 契約グループ ☎21-2114

よいちの人口

平成30年2月28日現在 ※()内の数字は前月比

人 口 19,158人 (-43)

男 性 8,840人 (-27)

女 性 10,318人 (-16)

世帯数 9,957世帯 (-13)

平成27年国勢調査人口・世帯数(確定値)

人 口 19,607人 世帯数 8,769世帯

【税務課からのお知らせ】

4月は滞納整理強化月間です

町では、町税未納の方へ2月26日付で催告書を送付しましたが、納付指定期日を過ぎましても未納になっている方が見受けられます。

●納税相談について

失業や病気など、やむを得ない理由で町税を納期限までに納付することが困難な場合、納付方法について相談を行っています。

生活状況に変化があり、納付が困難になった場合や納付書を紛失してしまった場合には、放置せず、すぐに税務課納税グループへご相談ください。

●町税を滞納すると・・・

町税を滞納した場合、督促状や催告書の送付、自宅への訪問により納付を促すこととなります。再三の催告にもかかわらず、完納されない場合、納税者との税負担の公平を期するために法律(地方税法等)に基づき、勤務先や取引先への調査や財産(給与、預金、債権、不動産、動産等)の差押を実施します。

”安心・簡単・確実”な口座振替

町税の納付は“安心・簡単・確実”な口座振替がオススメです。

北海道信用金庫、北洋銀行、余市町農協、余市郡漁協、郵便局、税務課納税グループで手続きができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

口座振替が開始されますと、各税目ごとに自動振替がされます。

平成30年度より口座振替を希望される場合は、早めの手続きをお願いします。

安心

納期限ごとに現金を持って納付に行く必要がありません!

簡単

預貯金通帳・届出印を用意すれば申込できます!

確実

自動的に口座から引き落としされるので納め忘れがありません!

問合せ

税務課 納税グループ ☎21-2116

【余市税務署からのお知らせ】

確定申告書の内容が間違っていたとき

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあることに気付いた方はいませんか。

税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。

また、確定申告書を提出しなければならないのに提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。

問合せ

余市税務署 ☎22-2093